

限界控除制度

限界控除制度とは、課税期間の課税売上高が六千万円未満の課税事業者について、課税売上高に応じて納付する消費税額（本来納付すべき税額）の一部を軽減するものです。

具体的には、次の算式により計算した金額が納付する消費税額となります。

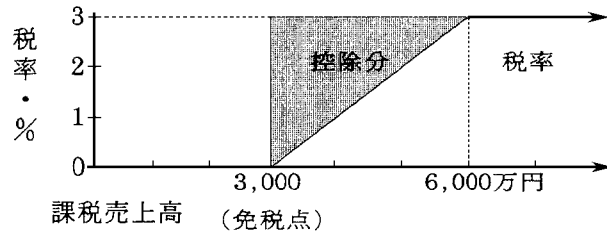
$$\text{本来納付すべき税額} \times \left[\frac{\text{課税期間の課税売上高} - 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}} \right]$$

＊ 例えば、課税期間の課税売上高が四千万円の課税事業者は、本来納付すべき税額の三分の一を、五千万円の課税事業者は三分の二を納めればよいことになります。

＊ 課税期間の課税売上高が三千万円未満の場合には、上の算式の「課税期間の課税売上高」は三千万円とみなされますので、納付税額はゼロとなります。

＊ 簡易課税制度を選択している課税事業者でも、課税期間の課税売上高が六千万円未満であれば、上の算式によって納付する消費税額が軽減されます。

● 限界控除制度の仕組み



申告・納付の手続は

課税事業者は課税期間終了後二か月以内（個人事業者は二月末日、三月決算法人は五月末日まで）に、所轄の税務署長に確定申告書を提出し、その申告に係る消費税額を納付してください。

また、課税期間開始以降六か月を経過した日から二か月以内（個人事業者は八月末日、三月決算法人は十一月末日まで）に中間申告と納付をしてください。

なお、中間申告と納付は、直前の確定申告書に記載した税額の二分の一の金額を申告・納付することになります。その中間申告すべき税額が三〇万円以下の場合には、中間申告と納付の必要はありません。

届出等の手続は

事業者には、各種の届出等の義務がありますので、それぞれの要件に該当する事実が生じた場合には、所轄の税務署長に対して、その旨を記載した届出書を提出する必要があります。この届出書の用紙は、各税務署（間税担当部門）に用意してあります。

① 基準期間の課税売上高が三千万円を超えるとき

- ＊ 中間申告は、仮決算に基づく金額によって申告・納付することもできます。
- ＊ 還付を受ける輸出業者などの場合は、課税期間の短縮を選択する旨の届出書を提出することにより、年四回の申告とすることができます。
- ＊ 課税売上高に対する消費税額よりも課税仕入高に含まれる消費税額が多い場合又は確定申告による納付額よりも中間申告による納付額が多い場合など、消費税額の控除不足額がある場合には、確定申告書を提出することにより還付されます。

万円を超えるとき

「消費税課税事業者届出書」

② 簡易課税制度を選択するとき

「消費税簡易課税制度選択届出書」

③ 課税事業者になることを選択するとき

「消費税課税事業者選択届出書」

④ 課税期間の短縮を選択するとき

「消費税課税期間特例選択届出書」

「消費税課税期間特例選択届出書」

消費税の説明会

事業者・消費者を対象とした説明会を下記のとおり開催いたしますのでご参加ください。

月 日	時 間	会 場
3月22日 (水)	2 時～4 時	都 留 市 文 化 会 館 (Y L O) 4 階 大 ホール

消費税についてお分かりにならない点がありましたら大月税務署間税部門へお尋ねください。

☎ 2 2 - 3 1 5 1

